

広島市社会福祉審議会運営規程

昭和55年4月1日施行の広島市社会福祉審議会運営規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市社会福祉審議会条例（平成12年広島市条例第7号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、広島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会には、委員長のほか副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項、第2項及び第12条第2項に定める専門分科会として次に掲げるものを置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害福祉専門分科会

(3) 児童福祉専門分科会

(4) 高齢福祉専門分科会

2 障害福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項のほか、知的障害者及び心身障害児の福祉に関する事項を調査審議する。

3 専門分科会には、専門分科会長のほか専門分科会副会長1人を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会副会長は、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 専門分科会の会議については、条例第5条に定める審議会の例による。

6 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について、委員長に報告するものとする。

(部会)

第4条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項に定める審査部会のほか、児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事務を行う。

(1) 入所措置等専門部会 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項に規定する調査審議及び第27条第6項に規定する措置に関する調査審議等

(2) 里親等専門部会 児童福祉法第8条第2項に規定する調査審議並びに同法第33条の15第3項、第46条第4項及び第59条第5項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第2

9 条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 3 9 年政令第 2 2 4 号）第 1 3 条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 1 条第 2 項及び第 2 2 条第 2 項に規定する意見具申

(3) 教育・保育施設提供体制等検討部会 児童福祉法第 8 条第 2 項に規定する調査審議、第 3 4 条の 1 5 第 4 項及び第 3 5 条第 6 項、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 3 1 条第 2 項、第 4 3 条第 2 項及び第 6 1 条第 7 項（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業に限る。）に関する部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 3 項に規定する意見具申

(4) 地域こども・子育て支援事業提供体制等検討部会 児童福祉法第 8 条第 2 項に規定する調査審議及び支援法第 6 1 条第 7 項（地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、病児・病後児保育事業及び一時預かり事業を除く。）に関する部分に限る。）に規定する意見具申

2 入所措置等専門部会、里親等専門部会、教育・保育施設提供体制等検討部会及び地域こども・子育て支援事業提供体制等検討部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 第 1 項に規定する部会（以下「部会」という。）に、部会長及び副部会長各 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の調査審議の経過及び結果を専門分科会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の審議事項並びに専門分科会及び部会の専決事項）

第 5 条 審議会の審議事項並びに令第 2 条第 3 項に掲げる民生委員審査専門分科会及び令第 3 条第 3 項に掲げる審査部会の専決事項のほか各専門分科会及び各部会の専決事項は、別表のとおりとする。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉局健康福祉企画課において処理する。

2 専門分科会及び部会の庶務は、健康福祉局及びこども未来局の所管課においてそれぞれ処理する。

（専門分科会に対する委任規定）

第 7 条 この運営規程に定めるもののほか、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、専門分科会が定める。ただし、第 5 条で定める専決事項の追加、変更に関する事項を除く。

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。（H11.6.14 改正）

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。ただし、別表の改正規定中、身体障害者福祉法の

区分の「身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づいて指定した医師の取消しについての意見具申」に係る部分並びに母子及び寡婦福祉法の区分に係る部分は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(H15. 3. 24 改正)

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。(H15. 11. 4 改正)

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。(H17. 4. 28 改正)

附 則

この規程は、審議会で定めた日から施行する。(H17. 11. 2 改正)

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 条第 5 項の改正規定、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定（「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める部分に限る。）並びに別表母子及び寡婦福祉法の項の改正規定は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月28日から施行する。

別表 審議会における審議事項並びに専門分科会及び部会における専決事項について

区 分			審議会	民生委員審査専門分科会	障害福祉専門分科会	審査部会	児童福祉専門分科会	入所措置等専門部会	里親等専門部会	教育・保育施設提供体制等検討部会	地域こども・子育て支援事業提供体制等検討部会	高齢福祉専門分科会
社会福祉法	社会福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申	法7条2項	●									
	社会福祉に関する事項についての関係行政庁に対する意見具申	法7条2項	●									
	老人福祉計画の推進等に関する意見具申	法7条2項										●
	民生委員の適否の審査	法11条1項		●								
身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付申請に添付する診断書を作成する医師の指定についての意見具申	法15条2項				●						
	身体障害者福祉法第15条の規定に基づいて指定した医師の取消しについての意見具申	令3条3項				●						
	身体障害者の障害程度の諮問に対する答申	令5条				●						
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	更生医療を行う医療機関の指定又は指定の取消しについての意見具申	法59条				●						
老人福祉法	老人居宅生活支援事業者等に対する事業の制限又は停止の命令についての意見具申	法18条の23項										●
	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止の命令又は設置認可の取消しについての意見具申	法19条2項										●

区 分			審議会	民生委員 審査専門 分科会	障害福祉 専門分科 会	審査部 会	児童福祉 専門分科 会	入所措置 等専門部 会	里親等 専門部 会	教育・保 育施設 提供体制 等検討部 会	地域こども・子 育て支援 事業提供 体制等検討 部会	高齢福祉 専門分科 会
児童福祉法	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての調査審議	児童及び妊産婦の福祉の部分（心身障害児を除く。）	法8条2項				●	●	●	●	●	
		知的障害者及び心身障害児の福祉の部分			●							
	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申		法8条4項	●								
	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項についての関係行政機関に対する意見具申		法8条4項	●								
	次世代育成支援対策に係る行動計画の推進等に関する意見具申		法8条4項				●					
	自立援助ホーム及びファミリーホームの開設及び運営に関する意見具申		法8条4項						●			
	児童の措置についての児童相談所に対する意見具申		法8条4項 法27条6項 令32条1項					●				
	児童及び知的障害者の福祉増進のための芸能、出版物、がん具、遊技等の推薦又は製作者等に対する勧告	児童の福祉の部分（心身障害児を除く。）	法8条9項				●					
		知的障害者及び心身障害児の福祉の部分			●							
	被措置児童等虐待に関する措置についての意見具申	児童の福祉の部分（心身障害児を除く。）	法33条の15 3項						●			
		知的障害者及び心身障害児の福祉の部分			●							
	家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可についての意見具申		法34条の15 4項							●		
	保育所の設置の認可についての意見具申		法35条6項							●		

区 分				審議会	民生委員 審査専門 分科会	障害福祉 専門分科会	審査部 会	児童福祉 専門分科会	入所措置 等専門部会	里親等 専門部会	教育・保 育施設 提供体制 等検討部会	地域こども・子育 て支援 事業提供 体制等検討 部会	高齢福祉 専門分科会
児童福祉法	児童福祉施設の事業の停止の命令についての意見具申	児童の福祉の部分（心身障害児を除く。）	法46条4項							●			
		知的障害者及び心身障害児の福祉の部分				●							
	無認可施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令についての意見具申		法59条5項							●			
	里親の認定		令29条							●			
	家庭的保育事業者等への最低基準の向上の勧告についての意見具申		事業最低基準3条1項					●					
	児童福祉施設への最低基準の向上の勧告についての意見具申	児童の福祉の部分（心身障害児を除く。）	施設最低基準3条1項					●					
		知的障害者及び心身障害児の福祉の部分				●							
児童虐待防止等に関する法律	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての分析、調査研究、検証		法4条5項（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）						●				
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項についての市長の諮問に対する答申		法7条	●									
	母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項についての関係行政機関に対する答申		法7条	●									
	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの停止についての意見具申		令13条							●			

区 分			審議会	民生委員 審査専門 分科会	障害福祉 専門分科 会	審査部 会	児童福祉 専門分科 会	入所措置 等専門部 会	里親等 専門部 会	教育・保 育施設 提供体制 等検討部 会	地域こども・ 子育て支援 事業提供 体制等検討 部会	高齢福祉 専門分科 会
母子保健法	母子保健に関する事項についての市長の諮問に対する答申	法7条	●									
	母子保健に関する事項についての関係行政機関に対する意見具申	法7条	●									
子ども・子育て支援法	特定教育・保育施設利用定員の設定に関する意見具申	法31条2項								●		
	特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申	法43条第2項								●		
	子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する意見具申	法61条7項								●		
											●	
							●					
	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する調査審議	法72条1項					●					

区 分			審議会	民生委員審査専門分科会	障害福祉専門分科会	審査部会	児童福祉専門分科会	入所措置等専門部会	里親等専門部会	教育・保育施設提供体制等検討部会	地域こども・子育て支援事業提供体制等検討部会	高齢福祉専門分科会
総合的な子どもの推進に関する教育、法律、保育等の	幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可についての意見具申	法17条3項								●		
	幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令についての意見具申	法21条2項							●			
	幼保連携型認定こども園の認可の取消しについての意見具申	法22条2項							●			
	幼保連携型認定こども園への設備運営基準の向上の勧告についての意見具申	設備運営基準3条1項					●					